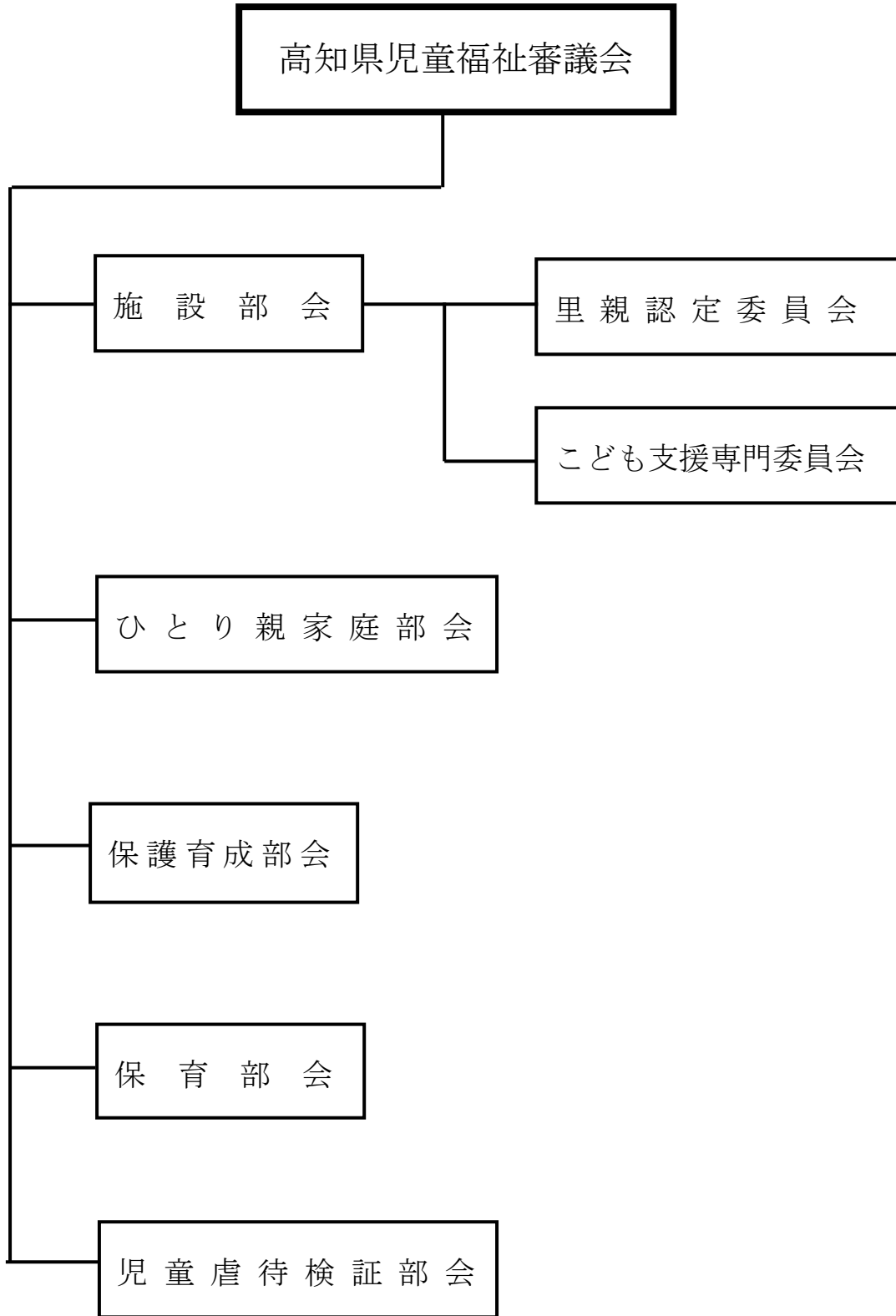


参考資料（2）

高知県児童福祉審議会関連規定集

- ・ 高知県児童福祉審議会組織図 P 1
- ・ 高知県児童福祉審議会規則 P 2 ～ 3
- ・ 高知県児童福祉審議会運営規程 P 4 ～ 5

高知県児童福祉審議会組織図



高知県児童福祉審議会規則

(設置等)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として高知県児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置するとともに、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第1条の2 審議会は、委員20人以内で組織する。

(任期等)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 審議会の委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の総数の4分の1以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会において決定する。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事8人以内を置く。

2 幹事は、知事が任命する。

3 幹事は、委員長の指揮を受け、庶務を整理する。

(書記)

第7条 審議会に、書記6人以内を置く。

- 2 書記は、知事が任命する。
- 3 書記は、上司の指揮を受け、庶務に従事する。

(雑 則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則 (平成 12 年 4 月 1 日規則第 96 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 15 年 5 月 23 日規則第 78 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年 9 月 27 日規則第 47 号)

この規則は、公布の日から施行する。

高知県児童福祉審議会運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項により設置する高知県児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営の円滑を期するために必要な事項を規定することを目的とする。

(部 会)

第2条 審議会に次の部会を置く。

(1) 施設部会

(2) ひとり親家庭部会

(3) 保護育成部会

①保護育成部会の審議をもって、審議会の意見とする。

(4) 保育部会

①保育部会の審議をもって、審議会の意見とする。

(5) 児童虐待検証部会

①児童虐待検証部会の審議をもって、審議会の意見とする。

②児童虐待検証部会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

(部会の任務)

第3条 各部会の任務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 施設部会は、児童福祉施設その他児童福祉法に関する事項（他の部会に属する事項は除く。）を調査審議する。

(2) ひとり親家庭部会は、ひとり親家庭の福祉に関する事項を調査審議する。

(3) 保護育成部会は、高知県青少年保護育成条例（昭和52年条例第32号）及び青少年の健全育成に関する事項を調査審議する。

(4) 保育部会は、保育に関する事項を調査審議する。

(5) 児童虐待検証部会は、児童虐待による死亡事例等を検証する。

(部会の構成)

第4条 部会は、審議会の委員をもって構成し、所属委員は審議会において決定する。

2 臨時委員は、知事の任命（委嘱）事由に基づき、第2条のいずれかの部会に所属するものとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 各部会（児童虐待検証部会を除く。）の部会長及び副部会長は、所属部会委員の互選により決定する。

2 児童虐待検証部会の部会長及び副部会長は、所属部会委員（臨時委員含む。）の互選により決定する。

第6条 (削 除)

(招 集)

第7条 部会は、審議会の委員長がこれを招集する。

- 2 委員長は、知事の請求があったとき又は審議会の委員の総数の四分の一以上の請求があったときは、これを招集しなければならない。
- 3 審議事項に関して利害関係を有する委員については、これを招集しない。

(議事及び議決)

第8条 部会は、委員の総数の二分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 部会の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(権 限)

第9条 部会は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対して所属職員の出席及び資料の提出を求めることができる。

(委 任)

第10条 その部会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(委員会)

第11条 審議会の部会に次の委員会を置く。

(1) 施設部会

里親認定委員会及びこども支援専門委員会

①委員会の審議をもって、審議会の意見とする。

- 2 委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この規程は、昭和55年6月16日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年5月23日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年8月6日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年7月28日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年8月19日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年8月31日から適用する。